

役員及び評議員の報酬等の支給規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人日本健康アカデミー(以下「この法人」という。)の定款第15条及び第30条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第11条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、評議員・常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は月額とする。
- 3 常勤役員の退職に当っては、当該役員の任期に応じた退職手当を支給することができる。
- 4 評議員及び非常勤役員の報酬は日額とする。評議員会及び理事会などの出席の都度、支払うものとする。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の常勤理事の報酬月額は別表第1「常勤役員の報酬月額」とし、評議員会が定めるものとする。

- 2 常勤理事に対する退職手当は別表2「常勤役員退職手当の算出要領」に定める算式により算出される額とする。

- 3 評議員及び非常勤役員の報酬は別表第3「評議員及び非常勤役員の報酬日額」により定める額を支給する。

(報酬等の支給日)

第5条 常勤理事への報酬は、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

- 2 評議員及び非常勤役員への報酬は、発生した当日に支給する。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振込むことができる。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(日割計算)

第7条 報酬をその月の初日から支給するとき以外のとき、またはその月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額はその月の総日数から土曜日、日曜日、及び祝祭日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第8条 この規程により計算された金額に1円未満の端数を生じたときは、四捨五入するものとする。

(通勤費)

第9条 報酬を支給する役員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。

- 2 通勤費は、公共交通機関を利用する場合の実費相当額を定期券または現金で支給する。

(公表)

第10条 この法人は、この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

付則

平成29年9月27日 評議員・監事及び非常勤役員に対する報酬の支給方法を追加する。

別表第1 常勤役員の報酬月額

理事長	50万円までの範囲内
常務理事	40万円までの範囲内
理事	35万円までの範囲内
監事	35万円までの範囲内

別表第2 常勤役員退職手当の算出要領

(算出数式) 退職時報酬月額 × 在職年数

別表第3 評議員及び非常勤役員の報酬日額

会議への出席・職務執行 10,000円(税抜)